

## 岐阜県版農業ジョブコーチの設置および同活動補助金取扱要領

### 第1 趣 旨

この要領は、農福連携推進活動事業実施要領(令和2年3月31日付け農経第1299号)に基づき実施する岐阜県版農業ジョブコーチ(以下「農業ジョブコーチ」という。)の設置及び農業ジョブコーチ活動補助金の取り扱いに関し必要な事項を定める。

### 第2 設 置

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長(以下「理事長」という。)は、農業と福祉に一定の知識を有する者を登録することにより、岐阜県版農業ジョブコーチ(以下「農業ジョブコーチ」という。)を設置することができる。

### 第3 農業ジョブコーチ養成研修の実施

理事長は、その職務を果たすために必要な知識を醸成するため、農業ジョブコーチ養成研修を実施する。

### 第4 登 録

理事長は、前条の農業ジョブコーチ養成研修修了者およびそれと同等の知識を持つと認められる者の中から、本人の同意を得て、「岐阜県版農業ジョブコーチ名簿(以下「登録名簿」という。)」(様式第1号)に登録することができる。なお、本人の意向は、「岐阜県版農業ジョブコーチ名簿登録同意書」(様式第2号)により確認するものとする。

### 第5 農業ジョブコーチの職務

農業ジョブコーチは、障がい者を受け入れるか障がい福祉サービス事業所に作業を委託する農業経営体の事業場で次の業務に従事する。

- (1) 農業経営体の主務者に、障がいとの接し方や作業指示の方法等を助言する。
- (2) 農作業に従事する障がい者等に、作業手順や方法を助言する。

### 第6 手 続

- 1 前条に定める農業経営体の代表者の申し出に応じ、理事長は、第4条の登録名簿から適任者を選び、本人の了解を得て、申出者に紹介する。なお、農業ジョブコーチは、障がい者農業就労支援サポーター又はジョブコーチが派遣される事業場での活動は行わない。
- 2 前項で選任された農業ジョブコーチは、前項の申出者と日程調整、支援事項等の聞き取りを行い、「農業ジョブコーチ活動計画書(以下「活動計画書」という。)」(様式第3号)を作成し、理事長に提出する。なお、活動日(回)数は、1作業日を1回とし、1年度かつ10回を上限とする。
  - (2) 農業ジョブコーチは、活動計画書の中断、中止または変更が必要になったときは、速やかに「農業ジョブコーチ活動計画中断・中止・変更届(以下「計画変更届」)」(様式第4号)を、理事長に提出する。
- 3 理事長は、前項の活動計画書を審査し、適当と認め補助金の交付を決定した場合は、別紙様式第5号により通知するものとする。また、計画変更届を受けた時は、必要に応じて、これに準じて通知するものとする。
- 4 農業ジョブコーチは、事業場での活動が終了したときは、「農業ジョブコーチ活動記録表」(様式第6号)および「農業ジョブコーチ活動報告書」(様式第7号)、「農業ジョブコーチ活動補助金交付請求書(以下「交付請求書」という。)」(様式第8号)を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。なお、支援期間が1か月以上となり、活動日が分散する場合は、3か月ごとに手続きを行う

ものとする。

- 5 理事長は、前項の交付請求書ほかの書面を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は、別紙様式第9号により通知する。

#### 第7 補助金の額

農業ジョブコーチの活動に対し、1回あたり5,000円の補助金を支給する。ただし、当日の活動に従事する時間が3時間に満たない場合は、1時間あたり1,000円(30分未満切り捨て)とする。

#### 第8 その他

- 1 農業ジョブコーチは、職務上知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。
- 2 農業ジョブコーチが理事長に、当該事業にかかる書類を送付する場合は、着払いの「宅配便」として差し支えない。
- 3 理事長は、必要と認めた場合に、農業ジョブコーチが活動する事業場に、農福連携コーディネーターを派遣することができる
- 4 この要領に定めのない事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。